

交通ルールとマナーの啓発について

生活文化課

現状・課題

- 在留・観光の外国人が増加する中で、外国人が関わる事故が増加しています。
- このため、第12次茨城県交通安全計画（2026～2030年度）において、「外国人の交通安全対策の推進」を特に注視すべき事項として設定し、県警、市町村、関係機関等と連携して、外国人に対する啓発や交通安全教育を実施することとしております。

【取組】

広報啓発の推進

- ・ 県では、多言語による自転車の安全利用に係るチラシの作成や、市町村への情報提供等を通して、外国人にも分かりやすい啓発活動を行っております。

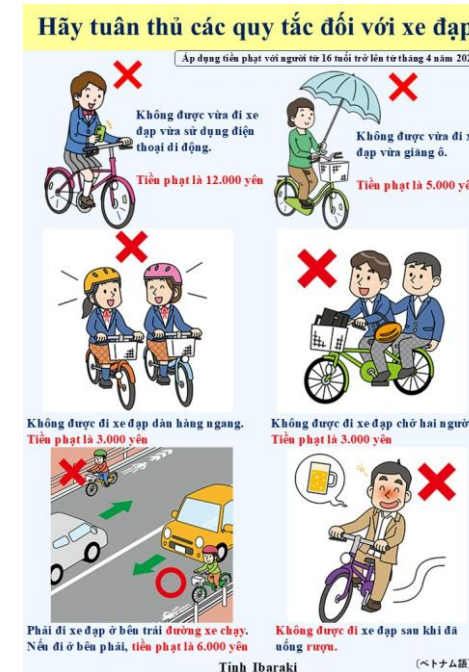
<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/kotsu/14gaikoku/index.html>

- ・ 多言語による啓発動画を県警のホームページや公式SNSへ掲載するなど、交通ルールを周知しています。

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/gallery/foreign_language_flyers.html

交通安全教育の推進

- ・ 外国人雇用事業所や日本語学校等において、日本の交通ルールに対する正しい理解を促す交通安全教育を実施しています。



今後の対応

- 引き続き、県、県警、市町村、関係機関等が連携して、自国の交通ルール・マナーとの違いを踏まえた、**日本の交通ルール・マナーの理解促進、事業所や外国人コミュニティ等を通した交通安全教育の推進**を図ってまいります。

問合せ先

県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

電話：029-301-2842 電子メール：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp